

大阪市水道局告示第46号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月1日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	八尾営業部	変 更 前	大阪府八尾市久宝寺2丁目4番 57号	令和8年9 月14日
		変 更 後	大阪府八尾市本町2丁目8番1 号	

（水道局総務部経理課）